

午後 1 時零分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、13番安陪悟議員の質問を許可します。13番安陪悟議員。

（13番安陪悟君登壇）

○13番（安陪悟君） 13番議員、安陪悟。

最初に、本日の質問の趣旨について述べておきたいと思います。

教育基本法を初めとして、教育3法が改正されたのは記憶に新しい。その中の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条に、教育委員会は毎年教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、公表しなければならない。市の教育委員会は初めてである平成20年度報告書を、昨年9月議会最終日、諸般の報告で提出されている。

そこで質問の趣旨は、1点目、この27条に関して、教育委員会として目的をどう理解されているのか。2点目、この報告書ができるまでの経過、3点目、議会及び市民に対して説明責任ができる報告内容なのか。今後の市の学校教育が、さらに充実するための議論をしたい。

次に、コミュニティ協議会に関して、平成18年3月20日、朝倉市が誕生して満4年目を迎えようとしている。そして、本年4月からコミュニティ協議会は原則として小学校校区単位で発足する。私は、この政策は地域分権という時代の流れの中で、朝倉市民にとって極めて重要な政策と考えています。この協議会の所期の目的を達成するか否かは、今後の市政発展に大きな影響を与えるものと考えています。今後3年間は試行期間、4年目から本格的な自立活動を目指している。そこで質問の趣旨は、試行期間3年間に組織の強化、住民の意識改革等、諸問題の解決に向けて議論したい。

では、具体的な質問は、質問席より行います。

（13番安陪悟君降壇）

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） 端的に、教育委員会は、この27条について、どのような独自の見解を持ってあるか、お聞きしたい。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（竹井透君） 地教行法の改正の趣旨ということでありましてけれども、教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な教育行政事務を行うものであります。教育委員会が立てた基本方針に沿いまして、具体的な教育行政が執

行されているか、教育委員会みずからが事後にチェック、さらには地域住民に対する説明責任を果たし、活動を充実させることが求められております。こういふことから、平成19年の6月に地教行法が改正され、教育委員会の行政の執行状況につきまして、点検、評価を実施することが義務づけられていると思います。したがって、議員申されますように、昨年9月議会におきまして、議会に報告した次第であります。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） 今の考えは、教育委員さん1人1人を総合した考えなのか、あるいは事務局で考えて発言された考えなのか、そのことを簡潔にお願いしたい。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（竹井透君） 教育委員会の判断であります。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） ただ、執行部としては反問権がありませんから、あなたはどうか考えているかということとは言えない。そこで、私の考えを申したいと思えます。

今までの教育が、学校任せ、あるいは教育委員会任せになりがちである現状が続いていた。しかし、今はもう、学校、教育委員会だけでは教育はできない現状にあるという事実があると思えます。そこで、この27条が設定されたのは、教育委員会は自分の管内のすべての教育に関する情報を一番持っている立場にあると思えます。だから、その情報を積極的に議会に、市民に、いわゆる情報公開して、今まで言われているように、学校、地域、家庭、教育委員会が、さらに強力な連携を持って、児童生徒の持つ才能を伸ばす、そのために、この27条が設けられたのではないかなというふうに思いますが、今の考え方に対して、感想で結構ですけれども、どのように考えてあるか、お聞きしたい。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（竹井透君） 一般的に、今教育委員会不要論とか、教育委員会が実際何をやっているか見えないということから、こういう改正があったと思っております。したがって、教育委員会が、先ほど言いますように、基本方針に沿って、実際そういう事務を行っているか、そういうことを自己点検しながら、その結果を、先ほど言いますように、議会に報告した次第であります。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） 教育委員会、教育の専門ですから、答えを出されるのに、私の意見と、非常に離れた意見にはならないのかなと思えますけれども、もう

一回再度聞きますけれども、この27条については、教育委員会1人1人の人が、いろんな意見を言われたと思います。一番対象になったところ、ポイントになったところ、例えば評価をどうするのか、あるいは報告書をつくるときに、点検というけれども、どのあたりの点検までするのか、そのように、一番議論を深められたところはどこなのかをお聞きしたい。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（竹井透君） この報告書を提出する際には、教育委員会に報告いたしております。この項目に沿って、例えば、ここに朝倉市教育施策要綱がありますけれども、教育課サイドで言いますと、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、開かれた学校づくり、教育環境の充実と、こういうような基本方針を立てております。これに基づきまして、教育委員会事務局がどういうことをしたか、それにつきまして、教育委員会が開催されたときに説明いたしております。そして、こういう形で議会に対しましては報告しますというようなことで、きちんと説明はいたしております。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） でも、一番議論の対象になったのは、評価をどうするか、そこじゃなかったんですか、と僕は思います。しかし、そのことはもういいです。

ところで、報告書はここにあります。この報告書は、くどいようですけれども、できる経過を、どのような順序でできたかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（竹井透君） 教育委員会の評価、これは教育委員会に限らずですけれども、以前は成果説明書があったと思います。その中で、成果につきましてはきちんと記載していたとおりです。ですから、今回の点検評価につきましても、同じような形でよかったですけれども、見られたらわかると思いますけれども、事業明細書、内訳書、この一番下の欄に、どういうことの効果があったとか、効果があったとか、こういう記載の仕方をしております。ですから、これをもっとわかりやすくするために、前段のページをつけているような状況であります。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） 質問の趣旨がわからないときには、遠慮なく聞いてください。

私が聞きたかったのはですね、どういう順序というのはですね、例えば、27条の2項に、教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に

関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする、というふうに明記してあるんですね。それは法律にそういうふうに明記してあるんですよ。だから、それに教育委員会の1人1人がこういう内容で、こういうふうに意見を言われ、そして、さらに知識を有する学識経験者の意見を聞いて、これができる上がったのかというのを聞いたかったんです。なぜ、法律の2項にこういうことまで明記してあるかという、その重要性を認識してあれば、当然これがあったと思うから聞いたわけです。いかがですか。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（竹井透君） 前項の評価を、今現在やっております、教育委員会です。今回の教育委員会の報告書と、前項の評価は別問題と考えております。前項の評価をするに当たっては、今現在各学校から上げてもらっているわけですが、それにつきましては、学識経験者の活用とか、そういうことはやっておりません。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） ただ、私も、教育の現場におりましたからなんですけれども、前がこうだったからこうするという考えで、私もやってきたことが多々あります。でも、老婆心ながら申し上げておきますけど、この法律の改正の強調の一つに、教育委員会の責任体制の明確化が示されているんです。そうして、教育委員の任命についても、必ず保護者から1人出しなさいと、明記してあるんですね。だから、今までのとおりであったら、以前から指摘されていますけれども、教育委員会の形骸化になるんじゃないかなと。日本の国は教育立国でなければいけないと考えているんですよ、資源の少ない国ですから。かつて朝倉市も、福岡県では宗像の教育、朝倉の教育、これはもう教育長が就任するときに言われた言葉ですけれども、私たちも先輩からそう言われてきている。そのように、教育のレベルを上げるためには、教育委員会が、やはり、今もきちんとしてありますけれども、より責任体制の明確化をしながら、現場を指導していかなければいけないんじゃないかなと、そういうふうに私は思っているんですね。

感想で結構ですけれども、教育長はどういうふうに考えますか。

○議長（柴田裕隆君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 今、御指摘のところで、教育委員会として、不十分なところがどこにあるかということの御指摘ですが、御指摘をされているとおり、学識経験者の目を通してという点については、これはできておりません。今、教育委員会の内部で、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価についてということで、20年度分を出したことを

踏まえて、次年度どのようにするかということで、教育委員会の中で、いろいろ検討しております。その中で一番大きな問題は、今御指摘があった外部の評価、多くのところでは大学の先生に点検をした分を、これでいいかということを見ていただくようなところになってはいますが、そのところが不十分であると、それは私たち事務局のほうでもそのように認識しておりますので、それについてどのようにするかというのが、一番大きな課題になっております。そのとおりでございます。

20年度分につきまして、教育委員会のほうで精力的に取り組みましたのは、教育委員会の形骸化とか、教育委員が機能してないんじゃないかとかいうふうな点につきましては、私はどこに出しても恥ずかしくないような活動をしていただいていると思っています。また、学校訪問等にしましても、教育委員さん方も学校と対話をする、協議をするというような形で、一方的な指導じゃなくて、学校の意見を聞きながら、お互いに知恵を出すような協議会方式に変えようということで、あり方そのものも改善して、それぞれの立場で出ていただいています教育委員さん方から御意見をいただく、そのような方式でやっております。

20年度分につきましての外部評価等につきまして、学校教育のところでは言いますと、教育委員会の事務のところはどんなことをしたかという分と、その成果がどのようになったかということですが、学校教育に関しましては、大学の先生を今年度お願いしてなんなんというふうなことには、結論が至りませんで、20年度につきましては、北筑後教育事務所の判断をもって外部評価としよう、そして言われたことを素直に、学校とともに教育委員会もそのように評価されたということで、そこで受けとめて改善しようということで、20年度は取り組んだということでございます。

したがいまして、御指摘をされています点につきましては、今後早急にどのような形で取り入れるのが本当にいいかということも含めまして、検討していきたいと考えています。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） ぜひ、そういう方向で、ただ、人間というのは、僕もそうですけれども、思い上がりというのが、自然と出てくる場合があるんですね。だから、自分を律するためにも、外部評価とか学識豊かな経験者の意見も、今後十分聞いて、朝倉市内の教育を進めていただきたいと。

そこで、内容に入りたいと思うんですね。ここにある報告書ですね、率直に言って、単刀直入に言って、この報告書は、議会及び市民に十分説明責任を果たされる報告書と考えてありますか。

○議長（柴田裕隆君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 報告書の形式については、形が示されておりません。したがって、どのような形式で評価し、議会のほうに報告するかということにつきましては、一つは、県のほうから、どのように取り組んでいかれるかということの情報を提供していただきました。また、北筑後管内では、どのように進めようとしているかということについて、教育長会議の中で情報交換をいたしました。それから、教育委員会の内部では、教育課、文化課、生涯学習課、どのような形で統一した形の様式で報告することにするかということについて、いろいろ協議しました。これまでの報告を踏まえながら、それに改善点をどのようにするかということで、今回示したところであります。

内容的に評価の項目が、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況についてと書いてありますので、内容的にはこれでいいだろうと考えております。ただ、様式とかいうのが本当にわかっていたかどうかということにつきましては、数字がたくさん並んだ表でありますとか、そういうふうになっておりますので、わかりにくいところも多々あったんじゃないかなというふうに思っています。

教育課のほうは、直接自分で事業をするというよりも、事業そのものは各学校の校長が中心として行います関係上、ほかのところとは若干異なるような形になるところがあるなということが、一番大きな問題でした。したがって、今回は統一した形で出そうということにしましたので、特に学校教育については、事業課と性格が違いますものですから、わかりにくい、もう少しこのあたりが知りたいと思われるところが記載されていないというふうに感じられるような印象を与えたんじゃないかなと思うことはありますけれども、ここに書いてあります権限に属する事務の管理及び執行の状況についてというところから考えますと、抜けていないと考えております。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） 私は単刀直入に聞いたんですけれどもね、いいか、悪いかをですね。まあ、しかし、それはそれとしていいですけれども、私は余り評価をしないんです、これ。なぜかと言うと、これは二番せんじの報告書なんです。なぜかと言うと、これは平成20年度9月、決算報告書の朝倉市決算に係る主要な政策の成果説明書を抜粋したものにすぎないというふうに、極端に言えばですよ、そう思われても仕方ないような報告書なんです、これ。わかりますか。だから、普通ならこういうことは言いません。でも、何でも最初が大事なんです。27条が設定されて、初めて報告書をつくる。この最初のスタートがつかずいたら、後まで影響するわけですよ。だから、さっきから十分論議

され、学識経験者の意見も聞かれて、この報告書はできたのかと。北筑後事務所も聞かれたということですが、こういう報告書を、北筑後事務所が認めるとするならば、いかがなものかというふうに、私は率直に思います。もちろんですよ、27条は報告書の内容について、こうしなさい、ああしなさいとは書いてありません。だから、自由です。書き方は自由です。

ちょっと時間がありませんから、次に移ります。

そこで、内容にいきたいと思いますけれども、率直に言って、私は内容は、特に異論はないんですよ。教育は不易というものがありますね。知、体、徳は不易ですね。これはどんなに時代が変わろうとも変わることのない教育の基本原則だと思うんですよ。それから見てみますと、知は確かな学力の育成、体は健やかな体の育成、徳は豊かな心の育成、そして、開かれた学校、教育環境の充実、内容については、私もさっきから言うように、異論のないところですね。

ところが、書かれている中の、文章と言ったらいかんけれども、それが、私はいかがなものかなと。例えばですね、保護者が、市民が、私もそうですけれども、一番知りたいのは、例えば確かな学力の育成というふうには書いてあります。個人個人の成績等については、それは学校から個人に行きますからわかります。でも、教育委員会の仕事として、朝倉市の学力のレベルは全国、あるいは県に比べたらどうなのか、そういう情報を開示して、そして、それを家庭が、市民が、地域が見て、いや、これはもっと頑張らなきゃいかんじゃないかと、そういう数的なことを示すべきじゃないかな。あるいは豊かな心の中にはいじめ、不登校、そういうものが入ると思いますけれども、現実にはいじめは、数的にあらわすことくらい、あるいは不登校、あるいは校内暴力、あるいは校外暴力も含めて、あるいは先生に対する暴力も含めて、そういうものを、もう少し数字的にあらわし、評価することが、より保護者たちに対する親切な情報公開ではないかというふうに考えているんですよ。体力の面でもそう、その情報を持っているのは教育委員会ですから。

例えばかつて、私が全国学力テストの質問をしたときに、これは平成20年ですけれども、学力調査、学校のことを評価すると、学校間の競争になって、弊害があるだろうと思うから、それはしないほうがいいと、僕も思っているんですよ。でも、現実には、国語の場合、朝倉市は県よりも高いんですよ、全国学力テストのことですよ。それから、全国よりは低いんですよ。これは既に教育委員会が公表しているんですから。そういうことを載せてやるべきじゃないかというのが、僕の考えです。どうですか。

○議長（柴田裕隆君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 評価の報告をどのような形式でするかというところ

が、議員が考えてありますことと、教育委員会事務局で考えたところが、若干違うというふうに思っています。今回教育委員会が、議会に対して報告するとするならば、どういうことを報告すべきかということについて、いろいろ協議しました。学校教育のほうで申しますと、朝倉市の学校教育の目標を、高い志を持って学び、生きる力をはぐくむ信頼される学校づくりとしまして、確かな学力、豊かな心、健やかな体、開かれた学校、教育環境の充実、そういうふうな項目でしまして、教育委員会はその目標を達成するために、どのような事業を、どんな予算をどれだけつけて行おうとしているか、その計画したことについて、事務事業につきまして、執行状況がどうであったか、それに対する評価がどうであったかということ、議会には報告するのが一番いい内容ではないだろうかというふうに考えましたので、そのあたりで報告をさせていただいたわけでございます。

今、おっしゃっています、それぞれの成果の部分について、学校が取り組まれた成果がどうなったかということにつきましては、学校のほうには、本年度はそれぞれの5項目については、こういう観点から評価をさせていただきますということを、先に示しまして、それぞれの学校がどのような状態だったかというのを、学校訪問の際にチェックして、校長先生方と協議しながら、確認しながら、それぞれの教育委員でそれをノートに書きまして、提出したりしながら、最終的にまとめていくという作業をいたしております。

したがって、議員がおっしゃっているのは、一番最後のあたりの、すべてのところの結果がどうであったかというのを出すべきであったんじゃないかなというふうにおっしゃってあると思いますけれども、今回は教育委員会の事務局として何をなすべきか、どんな予算をどれだけつけて、どのように執行したのか、本当にしたのどうかということを中心に出すのが一番適切ではないだろうかと考えましたので、そういうふうにしたということでございます。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） 本当はですね、まだずっと論議をしたいと思うんですけども、時間がないから先に進みますけれども、21年度の報告書は、これは必ずつくらなきゃいかんからですね、毎年ですね。20年度を参考にされることも結構ですけども、ひとつ、新しい感覚で、報告書のあり方を考えてください。毎年これと同じならば、もう決算書の成果説明を抜粋して、表紙だけつくればいいわけです。しかし、それではいけないんじゃないかなと。恐らくこの報告書を、市民の方も読んだ人はいないと思うんですよ。現場はどうか知りません。現場は配られているかどうかとも知りませんからですね。しかし、いずれにしても、もう少し報告書についても、真剣に論議されてできていると思いますけれど



ども、さらなる論議をひとつして、報告書の作成をぜひお願いしたい。市民の代表としてお願いをします。

続いて、コミュニティ協議会の質問に移りますけれども、今後は協議会と略しますので、ひとつそのように御了承お願いしたいと思いますね。

まず、私は、最初申し上げたように、この協議会というのは、非常に重要な政策だというふうに考えているんですよ。私なりに、一つの基本概念は、協議会はある一定の権限と財源を有し、市民1人1人が責任を持って、住みよい町を構築する。そのために行政は後ろから後押しをする、時と場合によっては指導と助言をするというふうに、私は考えているんですね。こういう考え方に対して、間違いがあるかどうか、係のほうで指摘していただくとありがたいです。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課参事。

○企画政策課参事（田籠和明君） 私どもが進めております地域コミュニティにつきましては、ただいま安陪議員が言われるように、そういうことを目的とした協議会づくりを進めております。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） 総務部長も、今議会が最後だと思います。僕も総務部長か聞くのも最後だと思いますから、総務部長の声が聞きたい。考えをあわせて、お願いいたします。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（井上恒夫君） 特に、コミュニティの問題を行政が進める上では、議員おっしゃいましたように、先頭に立たず、横、後ろというようなことが一番大事だと思っておりますし、このコミュニティの問題につきましては、朝倉市が平成22年4月1日から始める画期的な第一歩だと、そういう認識を持っております。明治以来というよりも、江戸、戦国以来というような意識改革というような観点で、担当者等も協議する中ではとらえて、進めておるところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） 3年間の試行期間を、私は1年目は点、2年目は線、3年目は円、そして本格的自立活動をする4年目以降は充実した円で、新しい発想をするというふうにとらえているんですね。そういう視点から考えると、やはり急がなければいけないものは急がなければいけないと思うんですね。

その一つに、私は、各校区の組織がどうなっているのか、よくわかりませんが、自分の校区を参考に申しますと、区会長会と振興会が、今別々ですね。しかし、これを一元化できないのか。そして、そのときに、これは市長も言っているように、区会長の数は多いんですから、それを削減をして、その財

源は、この協議会に与える。そういう発想で、この振興会と区会長会、もう既に一体的になっている区もあると聞きますけれども、全体的にそういう形にしていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課参事。

○企画政策課参事（田籠和明君） ただいま質問がっております振興会と区会長会の一体化と申しますか、私どもが考えておりますのは、まずことしの4月からコミュニティ協議会を立ち上げまして、その中で、コミュニティ協議会がうまく稼働することになりました後に、区会長会の問題を検討したいというふうに考えております。

コミュニティ推進委員会で先進地視察に参りました宗像市につきましては、行政区長の委嘱制度を廃止しまして、その区長に出しておりました報酬を、コミュニティ補助金、宗像市ではまちづくり交付金と申しますけれども、その中に一元化しまして、その中からその報酬の3割程度は地域の活動費に、残りの7割はその区長さんの報酬というような格好で、地域のほうから手当が出されております。そういうことで、今後の検討課題というふうに考えております。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） 市長はどんなふうにお考えですかね。そういう振興会と区会長会の一元化というのは。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（塚本勝人君） 非常にこれは、今総務部長が申しあげましたように、昔の庄屋制度からの歴史的な現在の区会長制度、いろいろありますけれども、非常に、今一番少子高齢化社会の中で何が大事かということになりますと、やっぱり区会長の権限と振興会の権限とは違うと思うんです、私どもの理解はですね。振興会というのは、やはり町を活性化させる、そのためにはどうしたらいいかというような振興会であろうかなと。区会長会は行政の末端の一端を担っておる区会長会であると。しかし、今はいろいろな問題が起こっております。

例えば今度の消防署の位置の問題等については、区会長会の反対ですね。区会長に、末端の住民に説明をしますので、集めてくださいというお願いを何回もしております。しかし、いろいろ問題があって、理由は、私どもにはどうも理解できないような理由でもってだめだと、こういう返答ではだめだと、入り口が間違っていると。それからまた、その後にですね、それじゃあ、区会長会から質問があって、その質問に答えた内容を封書でもって送りますと、一般住民に送りますと。いいですかと、了解を求めたところが、それはだめだと。そ

んなものに反対する。何で、それじゃあ、行政のほうは情報を開示しようということを積極的に申し入れをしておるのに、それが何で、そういうことはだめだと言われるのか、私どもには理解に苦しんでいるところがあるんです。

今コミュニティ、コミュニティがしっかりしとけば、例えば昔の庄屋制度等については、ある程度の警察権まで与えておったんですね。泥棒とか、こそ泥とか、そういう点については、庄屋あたりの権限でよかった。奉行所まで行かんやった。しかし、今のコミュニティというのは、そこまではいかんでも、ある程度権限を委譲をすることによって、何でも市役所はしてあげますということじゃなくて、市民の責任でもって、自分のことは自分でやるという考え方を、もう少し推進していかなければ、私の10年間の経験から言いますと、何でもかんでも市役所が、それこれホームレスの住み込み先まで、それから、今一番問題になっておるのは生活保護の問題、生活保護もどんどんどんどんふえまして、約10億円ぐらいの予算が必要になってきておる。そういうことにならないように、例えば徴税のときに、親子と一緒に住んどけば、何%、特別な差引くよと、そういうふうなことをしていけば、もっともっと私は行政のスリム化というのはできるんじゃないかと。スリム化をしていくなれば、それにかわるものをつくらにゃいかん。ということになると、コミュニティの中で、もっともっと力をつけて、自分のことは自分たちでやれるようないき方を研究していかにゃいかんのじゃないかなというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） ひとつ、係のほうも納得させるためには、相当な理論武装をせんと、相手も納得しないと思うんですよね。だから、そのためには一度本当に区会長の仕事の精査をして、詳しく調べて、これが協議会に移行できないのかどうか、そこあたりを詳しく調べて、こういう理由だからこうということを、ひとつ要望としてしておきます。

同じことが、例えばこれも全体でわかりませんが、各協議会には運営委員会があるんじゃないかなと思うんですね。公民館運営審議会があるんですね。これも一体化できると思うんですよ。もともと公民館運営審議会は置かないなら置かなくてもいいんですよ。ですね。置かないなら置かなくてもいいんですよ。だから、そこあたりを調べて、これも一体化したらいいと思うんです。

もう少し組織をスリム化することによって強化する。それを考えたらいいと思うんですよ。だから、公民館長の推薦は、公民館運営審議会がなければできないという考え方が、もしあるとするなら、これも推薦は要らないんですよ。教育長が決めていいんですよ。ですね。だから、推薦は要らないんです。でも、やっぱり住民の声が大事だから、推薦を受ける。これは公民館運営審議会が、

仮になくなって、協議会の運営委員会があれば、その運営委員会で審議してもらえればいいわけですから。そうすると、公民館運営審議会委員に費用が出ています、お金が。それを運営委員にすれば、いいんじゃないかなという気もするんです。そこあたりも検討してください。ちょっと時間がありませんからですね。

だから、そのように、係は大変と思います。新しいものをつくるときには大変だろうと思うんですね。でも、それを乗り越えないと、本当の朝倉市の発展はないわけですから、これはすべてのあれですけれどもね。

さっき教育委員会にもいろんなことを言いましたけれども、教育は地味なんですよ、目立たないんです。骨折る割には褒められないんですよ。市長もあんまり褒めてないんじゃないかなあとと思いますけれども、そんなことはないと思いますけれども、でも、それをだれかがやらなければいけない。その立場になった人が頑張らなければどうしようもないわけですから。ひとつお願いをしておきます。

もう一つは、農業は朝倉市の基幹産業と言いますが、これも考えていただきたいのは、この協議会の中に、3年後には農林部会、これは校区によってつくられないところもあるかもしれんけれども、農林部会というのを設置して、農業についても協議会全体で考えて、それを行政に提案するとか、そういうシステムを考えてほしいと思うんですよ。

きのう三奈木の認定農業者の総会がありましたけれども、非常にやっぱり、農業は厳しいですね。確かに、市独自でできない面はたくさんあります。これは国策でしなければできない面もたくさんあります。それはわかりますけれども、できる面もあると思います。だから、農林部会というのをつくって、将来的には、4年後には部会、そして運営会長というふうに発足したらいいんじゃないかなというふうに思っています。

それから、これは回答をお願いしておきたいんですが、今、補助金ですね、恐らく試行3年間は補助金でしょう。これをやっぱり交付金にすべきだと思うんですよ。補助金から交付金のごことは考えてあるかどうかというのを、お聞きしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 企画政策課参事。

○企画政策課参事（田籠和明君） 今、3点御質問があったんですけど、1点目の公民館運営審議会でございます。これは社会教育法の中では、公民館に公民館運営審議会を置くことができるというようなことになっております。ただし、朝倉市の公民館条例につきましては、公民館に公民館運営審議会を置くということになっておりますので、公民館条例の中では置かなければならないと

いうふうになっております。これにつきましては、将来的に公民館から公民館類似施設あたりの検討をするときに、一緒に考えていきたいというふうに思っております。

それから、部会の中に農業部会等の設置ということでございます。ことしの4月から市内16地区で、コミュニティ協議会を立ち上げていただくようにしておりますんですが、その16地区のうち11地区につきましては、部会方式でやろうということで、小さいところでは三つの部会、多いところでは六つの部会でございますので、その中で地域の特色を生かした、そういう農業部会というもの、今後つくっていただければよろしいかと思っております。

それから、3点目のことしの4月からはコミュニティ補助金ということで出発したいんですけど、まずは甘木、朝倉、杷木地域、それぞれ3地域、今までの補助金の使い方に差がございますので、それを2、3年かけて整理しまして、3年後をめどぐらいに、地域の自主性に任せたような形での交付金制度に移行していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） なぜ交付金とかいうふうにしたがいいというのはですね、交付金にしたら繰り越しができるんですね。この間ちょっと、三奈木で話が出ていたのは、例えば一つの道路があるとしますね。今は議員が行ってお願いしたり、いろんなことをしていますけれども、例えばそれが50万円できると考えます。でも、実際は25万円しかない。でも、2年間すれば50万円たまるから、そういう考え方を立てていいんじゃないかという考え方もあったんですよ。なるほどなと思ったんですよ。

だから、この協議会はあくまでも、市長がいつも言っているように、住民1人1人が責任を持って、何でもかんでも、市役所がせろということじゃなくて、責任を持ってする一つの政策と思っているんですよ。これが成功すれば、僕は非常に、だからやっぱり、ケネディじゃないけれども、あなたは大体国に対して何ができるかというのと同じように、あなたは市に対して何ができるのか、校区に対して何ができるのかと。市長はやめられたらボランティアと言わっしやっただけど、僕もボランティアをしますから、一緒に頑張りましょう。

そのように、やっぱり交付金になると、広い範囲で協議会が考えることができるようになるから、ひとつ考えてほしいと思うんですよ。

もう一つはどうか、あと二つあるんですけども、聞くだけ聞いてってくださいね。一つは、会長ができますね。これは僕は一定の報酬をやるべきだと思うんですよ、これは。大変と思うんですよ。さっき言ったように、区会長の数を減らせば、その財源がそれに行ってもいいんじゃないかなという考えを持

っています。それは、しかし、行政のほうで考えていただければいいわけですから。

もう1点はですね、いろいろな校区の要望は、すべてこの協議会が一元化する。そして、いろいろな課に行っていたのを、今度機構改革でコミュニティ協議会の人数もふえるようですけれども、コミュニティ協議会で受け付ける。そして、協議会から各課に言うというような、そういう方式を4年後には、すぐにはできないと思いますけれども、することは望ましいんじゃないかなあというふうに、私は思うんですね。ただ、災害とか、そういう緊急を要するときには、これは別で、直接協議会、あるいは議員のほうからしてくれというふうにお願いすることもあるかもしれんけれどもですね。

だから、そういうように、まとめて言えば、校区の問題点とか要望は、すべて協議会で一元する。そして、それをコミュニティ、地域課ができるかどうかわかりませんが、そこに、ただ、そのときにですね、各校区から来ると思うんですよ。2点なら2点絞った、各校区の、そして、その優先順位をつけてほしいと思う願いがあると思うんですよ。そうすれば、うちは3年後にはできる、そういう朝倉市になればというふうに思っているんですね。

これは市長、簡単でいいですけども、どうですかね、今のような考え。簡単でいいです、時間がありませんから。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（塚本勝人君） 時間もないようでございますので、簡単に答えますが、非常にいいことだと思っております。私も区会長の経験が、12年前にございます。二十数万円の報酬を受けましたけれども、これはすべて町に還元をいたしました。そういうふうなことで、ただしですね、やはりこれをやることによって、ボスができないように、何回も続けますとボスになりますのでね。そういうことじゃなくて、やはり心は真っ白で、ボランティアだというふうな気持ちでやらんと、ボスができて、大体同じ人ばかりなるというふうなことは、私は避けなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員。

○13番（安陪悟君） 奈良時代、政治家で歌人であった大伴旅人は、太宰府の長官として4年間勤務します。そして、いよいよ離任するときに、歌人ですから、歌を詠んでいます。「大夫と思える我や水茎の水城の上に涙拭はむ」と詠んでいるんです。旅人の場合は、赴任する途中に妻を亡くしていますから、その寂しさもあるのかもしれませんが、本来ならば、一定の勤務を終えて、京の都に帰るわけですから、喜びの歌を歌ってもいいのではないかなというふうに、私は推測するんですね。

市長も、朝倉市初代市長して、合併問題を含めて、本当に日夜業務から解放されますから、安堵感があるんじゃないかなと思うと同時に、現実には、「大夫と思える我や水茎の水城の上に涙拭はむ」という心境ではないかなというふうに、私は推測をいたします。

でも、退職後もひとつ、後輩の指導、それから、議案説明の後のところにも書いてありましたけれども、積み残した仕事がありますから、市政発展を見守っていただきたいと。本当に御苦労さまでした。ありがとうございました。

そして、部長以下、3月をもって退職される皆様も、本当に大変だったと思います。特に、市民の安全と安心のまちづくりに尽力され、本当に心から感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（柴田裕隆君） 13番安陪悟議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後 1 時57分休憩